

# 告 示

## 埼玉県告示第二百十二号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成三十一年三月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
独立行政法人地域医療機能推進機構さいたま北部医療センター	埼玉県さいたま市北区盆栽町四百五十三	平成三十一年二月二十八日